吉野川市多目的グラウンド

（単位：円）

	アマチュアスポーツ	入場料徴収	区分		使用料 市内 A	使用料 市外 B
サッカー場	利用する	する		1時間	4,400	6,600
				1日	47,520	71,280
		しない	高校生以下	1時間	1,100	1,650
				1日	11,880	17,820
			一般	1時間	2,200	3,300
				1日	23,760	35,640
	（料金改正）利用しない（A(B) × 5.0）	する		1時間	22,000	33,000
				1日	237,600	356,400
		しない	高校生以下	1時間	5,500	8,250
				1日	59,400	89,100
			一般	1時間	11,000	16,500
				1日	118,800	178,200
	夜間照明利用料			1時間	1,100	

（単位：円）

	アマチュアスポーツ	入場料徴収	区分		使用料 市内 C	使用料 市外 D
フットサル場	利用する	する		1時間	2,200	3,300
				1日	23,760	35,640
		しない	高校生以下	1時間	550	830
				1日	5,940	8,970
			一般	1時間	1,100	1,650
				1日	11,880	17,820
	（料金改正）利用しない（C(D) × 5.0）	する		1時間	11,000	16,500
				1日	118,800	178,200
		しない	高校生以下	1時間	2,750	4,150
				1日	29,700	44,850
			一般	1時間	5,500	8,250
				1日	59,400	89,100
					使用料（料金改正）	
	夜間照明利用料			1時間	550	

＊「市内」の使用料は、市内に住所を有する者、通学等のため市の区域に滞在する者、市スポーツ協会に加盟する団体又は市内に存する団体（構成員の半数以上を市民で占める団体に限る。）が利用する場合に、「市外」の使用料は、それ以外のものが利用する場合に適用する。

＊ サッカー場の半面を利用する場合の使用料の額は、「**同表の使用料 × 0.5**」この場合において、当該額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

＊ （改正）利用日以外の日に会場準備等のために予備的に利用する場合の使用料の額は、「同表の使用料 ×0.5」この場合において、当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

＊ 使用時間が1時間未満の場合は、これを1時間として計算するものとする。